

みのおワーキング NEWS は、労働に関するセミナーの案内や関係機関からのお知らせ等の情報を掲載しています。

発行：箕面市 地域創造部 箕面営業室  
〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-722-7655

## ～公益財団法人 21 世紀職業財団からのお知らせ～

### 21世紀職業財団

#### 2022年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

##### 1. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2022年8月3日(水) 13:30～16:30 担当講師 村田 早苗

2022年9月2日(金) 13:30～16:30 担当講師 三浦 剛

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 15,400円(テキスト購入別途)

##### 2. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。相談担当者になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、ロールプレイを通じて貴重な気づきが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2022年7月8日(金) 9:30～16:30

場 所 鉄鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アパビル11階)

担当講師 担当講師 井上 泰世 受講料 31,900円(テキスト代込)

##### 3. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー 応用実践編

中堅からベテラン相談者向けのプログラムです。相手に寄り添うことが難しいケースのロールプレイを中心に学んでいただき、対応力の向上を目指します。

開催日時 2022年8月25日(木) 13:30～17:00

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

担当講師 担当講師 猪熊 康二 受講料 18,700円

【お問合せ先】公益財団法人21世紀職業財団関西事務所 TEL(06)4963-3820  
FAX(06)4963-3821  
E-mail: [kansai@jiwe.or.jp](mailto:kansai@jiwe.or.jp)  
URL: <http://www.jiwe.or.jp>



多様な力が活きる社会に

21世紀職業財団

#### -目次-

2022年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内	[公益財団法人 21 世紀職業財団]	・・・1 ページ
ハローワーク池田でミニ面接会を開きませんか？		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）新設	[池田公共職業安定所]	・・・2～3 ページ
月 60 時間を超える残業は割増賃金率が上がります ～就業規則の変更・届出はお済みですか？～		
労働基準法・最低賃金法などに定められた届出や申請は電子申請を利用しましょう！		
労働保険は電子申請	[淀川労働基準監督署]	・・・4～7 ページ
パワーハラスメント防止対策、整備できていますか？	[大阪労働局雇用環境・均等部指導課]	・・・8 ページ
労働相談センター「出張労働相談」等のご案内	[大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課]	・・・9 ページ

## ～池田公共職業安定所からのお知らせ～

障害者雇用をお考えの事業主の皆様へ



# ハローワーク池田で ミニ面接会を開きませんか？

ハローワーク池田の会議室を利用して、1社限定のミニ面接会を開いていただけます。あらかじめ提出いただいた求人に対し、ハローワークで参加者を事前に予約受付しますので、事業主様は特別な準備なく、当日ハローワークにお越しただけ！また、一日で複数の求職者と面接いただけます！！

### 当日までのスケジュール

#### ミニ面接会の日程を相談(約1か月前)

面接時間は13時～17時の間で自由に決めていただきます。  
一人あたりの面接時間も15分～30分で自由に決められますのでご相談ください。

#### 障害者求人申し込み

求人票に、ミニ面接会日時を記載。

#### 参加者受付

参加者がたくさん集まるように積極的に参加勧奨を行います。  
参加受付はハローワークで行います。

#### 面接予定枠が埋まれば、事前受付を終了

参加者名簿は、ハローワークで作成し、当日にお渡しします。

#### 当日、ハローワークで面接(当日)

面接場所への案内は、ハローワーク職員が行いますので、当日はラクラク！！

#### 採否の決定！



お問い合わせ先:ハローワーク池田 専門援助部門  
電話 072(751)2595 部門コード32#



2022（令和4）年4月1日から

## 特定求職者雇用開発助成金 （成長分野人材確保・育成コース）新設

既存コースの1.5倍を助成する高額助成コースをご活用ください

デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、高年齢者、母子家庭の母等、就職氷河期世代不安定雇用者、生活保護受給者、障害者などの方を対象労働者として継続して雇い入れ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、支給額が高額となる新コースを創設しました。

詳細は別リーフレット（特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）のご案内）をご確認ください。

### 支給額

対象労働者	既存コースの支給額	新コースの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	30[20]万円×2期 (25[15]万円×2期)	<b>45[30]万円×2期</b> <b>(37.5[22.5]万円×2期)</b>
就職氷河期世代不安定雇用者	30万円×2期 (25万円×2期)	<b>45万円×2期</b> <b>(37.5万円×2期)</b>
65歳以上の高年齢者	35[25]万円×2期 (30[20]万円×2期)	<b>52.5[37.5]万円×2期</b> <b>(45[30]万円×2期)</b>
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	30[20]万円×4期 (25[15]万円×2期)	<b>45[30]万円×4期</b> <b>(37.5[22.5]万円×2期)</b>
重度障害者等（重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者）	40[20]万円×6[4]期 (33[15]万円×3[2]期)	<b>60[30]万円×6[4]期</b> <b>(50[22.5]万円×3[2]期)</b>

- ・ [ ] 内は短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）を雇い入れた場合の支給額です。
- ・ ( ) 内は中小企業以外の企業に対する支給額です。
- ・ 助成金額が賃金総額を超える場合には、賃金総額が上限となります。

### 支給申請の流れ



#### 支給申請の手続き

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です。

申請には、対象労働者の従事する業務内容や雇用管理改善・職業能力開発への取り組み等を記載した計画書と報告書の提出が必要です。

このコースを受給する場合、対象労働者の雇入れ日から「**1か月以内**」に計画書を提出する必要があります。ただし、雇入れ日が**2022年5月31日まで**の場合、**2022年7月31日まで**計画書の提出が可能です。

「特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）」の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。また、詳しくは、大阪労働局 助成金センター(TEL:06-7669-8900)にお尋ねください。



～淀川労働基準監督署からのお知らせ～

**NEXT**WORK  
STYLE

働き方改革広がる

2023年（令和5年）4月1日から

50%

月60時間を超える残業は  
割増賃金率が上がります



～ 就業規則の変更・届出はお済みですか？ ～

現 行	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	<b>25%</b>

令和5年度～	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	<b>50%</b>

2023年（令和5年）4月1日以降、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を**50%以上**とする規定（労働基準法第37条第1項ただし書）が中小事業主にも適用されます。



# 労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は **電子申請** を利用しましょう！

## 届出・申請可能な主な手続

- 労働基準法に定められた届出 . . . . . 51種類  
時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)  
就業規則(変更届出)  
1年単位の变形労働時間制に関する協定届 など
- 最低賃金法に定められた申請 . . . . . 9種類  
最低賃金の減額特例許可の申請 など

### ① 電子署名・電子証明書は不要です！

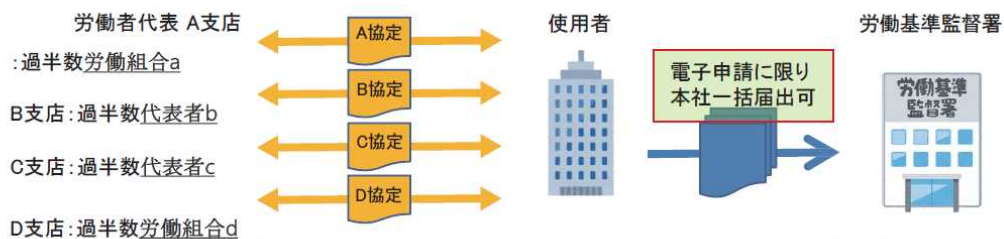
令和3年4月から、

- ① e-Gov からアカウントを登録
  - ② フォーマットに必要事項を入力
- の2ステップで届出・申請が可能になります！



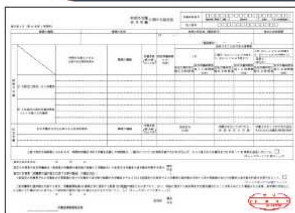
### ② 就業規則、36協定は本社一括届出が可能です！

就業規則と36協定については、本社一括届出が可能です。  
特に、36協定に関しては、これまでは全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の 本社一括届出が可能となっています。



※ 36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。  
申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

### ③ 控え文書への受付印がもらえます！



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
  - ✓ 就業規則(変更)届
  - ✓ 1年単位の变形労働時間制に関する協定届
- について受付印を受け取ることができます。



## 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。 ○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労基法等 電子

# 総務の仕事に、 鉄腕あらわる。

毎年、イチから申請するなら、  
そろそろ「紙」より  
「電子」でしょ？

**ゆくぞい** スピード申請&コスト削減

大量の申請書類への記入も簡単スピーディー  
24時間365日、いつでもどこでも手続き可能  
待ち時間・移動費なども大幅にカットできます



総務の業務改善に、10万馬力の右腕を。

## 労働保険は電子申請

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。労働保険料の納付は、口座振替納付・電子納付が便利です。

無料で取得可能なGビズIDで電子申請が可能に！ ※詳しくは裏面で

労働保険 電子申請





# 無料で取得可能なID・パスワード(GBizID)で 電子証明書がなくても電子申請が可能に!



GBizIDでさらに便利に。  
1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできる!

労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GBizIDを利用して手続することができます。またGBizIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。会社や本人を証明する書類が省略でき、スムーズに申請できます。労働保険関係手続では、「gBizIDプライム」と「gBizIDエントリー」のアカウントが使用可能です。

GBizIDに対応している  
手続についてはこちら>>



## gBizID プライム

登録申請書に加え、印鑑(登録)証明書や登録印が必要。アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。当然申請もアカウントを作成してからになりますので、余裕をもって作成しましょう。

## gBizID メンバー

組織に所属する従業員用のアカウント。gBizIDプライムを取得した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます。gBizIDメンバーは、通常、組織に所属する総務部長や支店長等※1に対して作成するアカウントです。ただし、gBizIDメンバーアカウントで労働保険関係手続の電子申請を行う場合は、事前に労働局への届け出が必要なので、ご注意ください。※2

※1 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ、作成可能。  
※2 代理人により電子申請を行う場合は代理人選任届の電子申請による提出が必要。

## 「gBizID プライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

### アカウント作成の手順

#### ① 事前準備

- スマートフォン・携帯電話 ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑(登録)証明書と登録印 法人 — 印鑑証明書、登録印  
個人事業主 — 印鑑登録証明書、登録印

### 申請書作成は「GBizID」TOPページから



#### ② 申請書作成

「GBizID」のTOPページから、「gBizIDプライム作成」をクリック! 遷移した画面上で、必要事項の入力等を行い、申請書を作成します。

#### ③ 郵送

②で作成した申請書に押し印し、①で用意した印鑑証明書を添えて「GBizID運用センター」に郵送してください。

GBizIDのTOPページはこちら>>  
<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>



「労働保険の電子申請特設サイト」から、  
e-Govにアクセスしよう。

電子申請特設サイトはこちら>>



## 申請の事前準備をはじめよう。



### チェック1 電子証明書を用意します。

※ GBizIDアカウントを使用する場合、電子証明書は不要です(一部手続を除く)。

### チェック2 アカウントの準備を行います。

### チェック3 ブラウザの設定を確認します。

### チェック4 アプリケーションをインストールします。

●市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらに便利です。

●対応している労務管理ソフトを利用すれば、当該ソフトに入力されたデータをそのまま利用し、e-Govの画面を操作せずにソフト上で申請が提出できるので、より効率的な申請を行えるようになります。

# ～大阪労働局雇用環境・均等部指導課からのお知らせ～

事業主の皆様へ

## パワーハラスメント防止対策、整備できていますか？

令和4年4月1日から、全事業主に対して義務化されました！



ハラスメント  
相談窓口

### ■職場におけるパワーハラスメントとは？■

下記①～③の3要素をすべて満たす言動です。

- ①優越的な関係を背景とした言動 であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されること

代表的な言動の種類は

- ①身体的な攻撃 ②精神的な攻撃
- ③人間関係からの切り離し
- ④過大な要求 ⑤過小な要求
- ⑥個の侵害

### ■職場におけるハラスメント防止のために事業主が雇用管理上講ずるべき措置■

職場におけるパワーハラスメントを防止するため、事業主は以下の措置を講じなければなりません。

事業主の方針の明確化及び周知啓発	ハラスメントの内容、行ってはならない旨の方針を明確化し、周知すること 行為者には厳正に対処する旨の方針と対処内容を定め、周知すること
相談に応じ、適切に対処するための体制整備	相談窓口を設置・周知し、窓口担当者が適切に対応できるようにすること あらゆるハラスメントの内容に一元的に対応することが望ましいこと
ハラスメントの事後の迅速かつ適切な対応	事実関係を迅速かつ正確に確認すること
	事実確認ができた場合、被害者に対する措置を適正に行うこと
	事実確認ができた場合、行為者に対する措置を適正に行うこと 再発防止に向けて措置を講じること
併せて講ずべき措置	相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること 相談したこと等を理由として不利益取扱いをしてはならない旨を定め、周知すること



### ■職場におけるハラスメントを相談したこと等による不利益取扱いの禁止■

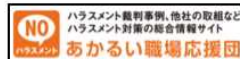
職場におけるハラスメントについて相談したこと、事業主からの相談への対応に協力して事実を述べたことを理由として、事業主は、解雇その他不利益な取り扱いを行ってはなりません。

でも、どういう風に整備していったらいいんだろう・・・？

#### ■パンフレットをご参照ください■



#### ■参考資料が豊富なサイトです■



お問い合わせは・・・大阪労働局雇用環境・均等部指導課

大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館 8階

TEL:06-6941-8940 (8:30～17:15)

※パワハラのご相談は、各労働基準監督署等の総合労働相談コーナーでも受け付けています。





## ～労働相談センターからのお知らせ～

### 大阪府労働環境課「出張労働相談」等のご案内 (毎週木曜日、豊能府民センターで実施)

大阪府労働相談センターでは、「賃金を払ってくれない」、「職場でのハラスメントに悩んでいる」等、働く方、雇用する方からのさまざまな労働相談（電話、面談及びオンライン）をお受けしています。また、豊能、泉北、南河内地域において、出張相談を実施しています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください！

- 出張労働相談（毎週木曜日（祝日除く）：前日までに事前予約必要／面談のみ）  
【ところ】大阪府豊能府民センタービル（池田・府市合同庁舎）1階ロビー  
（池田市城南1-1-1 阪急池田駅から約500m）  
【受付日時】 第1・3・5木曜日 10時から13時  
第2・4木曜日 13時30分から16時30分  
【お問い合わせ】06-6946-2600（大阪府労働環境課 大阪府労働相談センター）
- 大阪府労働相談センターでの労働相談  
【ところ】〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階 大阪府労働環境課内  
【受付日時】平日9時～12時15分 13時～18時まで（毎週木曜日は20時まで）  
【お問い合わせ】
  - ◆労働相談：06-6946-2600
  - ◆専門家による特別労働相談（要予約／面談のみ）  
弁護士、社会保険労務士及び医師、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じます。  
【受付日時】平日9時～12時15分 13時～18時まで（第1、3木曜日は20時まで）
  - ◆セクハラ・女性相談：06-6946-2601（女性相談員の対応も可能です）
  - ◆テレワークサポートデスク：06-6946-2608
  - ◆オンライン相談：府HP「オンライン労働相談予約システム」から相談日前日までにご予約下さい。  
※1 枠45分 1日6枠／17時30分までの受付  
<https://viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1#/>
  - ◆外国語相談：06-6946-2600（英語、中国語、ベトナム語の通訳にて相談）  
※日本語にて要予約／1回のみ／2時間  
※上記以外の言語に関しましてはお問合せ下さい。

<新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、相談方法等が変更になる場合があります>  
詳細は以下をご確認ください。

<https://rsc-osaka.jp/>

ホームページが新しくなりました！



#### <大阪府労働環境課 メールマガジンのご案内>

労働問題、職場のハラスメント防止、職場の健康管理、ワーク・ライフ・バランスなど労働関係の地域セミナーや就職応援イベントなどの情報をお届けします。（登録無料）

メールマガジンの登録は、

こちら→

労働関係情報メール



または右のQRコードを読み込んでアクセスしてください。

